

## 裁判員経験者との意見交換会議事録

裁判員経験者を「経験者」と表示する。

### 第1 意見交換会

#### 1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想等

司会者： 皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、裁判員経験者との意見交換会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、裁判員制度は制度が始まって以来、3年以上経過しまして、多くの国民の方に好意的な評価を得ているものと思いますが、中には今でも刑事裁判という法律にかかわる仕事に携わって、有罪無罪の判断をして刑を決めなければならないということができるだろうかという不安をお持ちの方もおられるかと思えます。

そこで、国民の皆さんに安心して裁判員制度に参加していただけるよう、裁判員経験者の皆さんに率直な御意見や御感想をお話しいただき、これを国民の皆さんにお伝えしようと思っております。

また、昨年12月に制度実施を検証する報告書も公刊されておりますが、実際に裁判員として仕事をされた方が、今の審理が裁判員にとって分かりやすいものであるかというような点につきまして、率直な御意見、御感想をお話しいただき、これを今後の実務の運用の参考としてまいりたいと考えています。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は7名の裁判員経験者の方に御出席いただいておりますけれども、皆様は昨年5月下旬から12月にかけて熊本地裁で行われた5件の裁判員裁判の裁判員としてお仕事をさせていただきました。その節はまことにお疲れさまでした。

最初の事件につきましては、前任の鈴木部長が裁判長を務めましたが、その後は松尾部長が担当しておりますので、松尾部長に説明、あるいは

質問等をしていただきたいと考えております。

また，検察庁からは花輪検事，弁護士会からは村山弁護士にそれぞれ御参加いただき，適宜，説明や御質問等をしていただくこととしております。

そこで，まず最初に，皆さんが裁判員となった事件からは，既に古い人で半年以上たっているわけですがけれども，まず裁判員として参加されてからの全般的な感想についてお伺いをしたいと思います。何でも結構ですので，お話しいただければと思います。いかがでしょうか。

順番で伺ってまいりたいと思いますが，まず1番の方，全般的な感想をお話しいただければと思います。

経験者1： 裁判員ということで，やっぱり最初ここに来て当たるまでは，どんな難しいことをするんだろう，それこそ下手なこと言ったら裁判長とかに怒られるんじゃないかというイメージでこわごわ来たんですけど，私たちみたいに慣れていない，当然、皆さん慣れていないと思うんですけど，そういう人にも何か話しやすく，本当にざっくばらんに話していいんですよというふうにしてもらったというのはですね，やった後には，ああ，まあこれはいい経験，変な話，びびることはないなというのは思いました。

以上です。

司会者： どうもありがとうございました。

それじゃ，2番の方，よろしくお願いします。

経験者2： 普通，裁判の審理というのに参加するということは全くないし，それ以上にどういうことが行われているかというのを見る機会もないわけですから，何か参考にすることというのは基本的にはないんですけども，昔，ご存じの方多いと思いますけど，ヘンリー・フォンダの「十二人の怒れる男」という映画がありまして，何かそういう感じのことをイメー

ジしていました。実際，評議が始まりまして，評議の中で活発に意見が  
交わされるという状況ではなかったのは非常に残念な思いがしました。

あと，裁判の結果ですけれども，私が思っていたのより量刑が非常に  
重かったということにびっくりしました。私が扱った事件についての量  
刑が非常に重たくなっているんだというのをそのとき初めて知りました。  
その後もやはりテレビなんかで判決，裁判の様子なんかを見て，今まで  
は余り気にもしなかったんですけど，それがだんだんそういうことが気  
になるようになってきました。

以上です。

司会者： どうもありがとうございました。

じゃ，3番の方，お願いします。

経験者3： そうですね，一番最初に裁判所から通知をいただいたときに，まず当  
たらなだろうと。ただ通知をもらっただけというような，安易にずっ  
と考えておりました，それから半年以上過ぎまして新たにまた通知が来  
まして，裁判所に来てください，何月何日に来てくださいと。これはち  
よっと困ったなと。もう私，皆さんも一緒なんですけれども，法律に全  
然疎いし，いくら裁判員制度と言いながら，裁判ができるのかなとい  
うようなことで非常に不安だったんですけども，その中で呼ばれてこ  
こに来まして，それからすぐ面接して，またその中で抽せんで当たっ  
てしまった。当たってしまったというのがもう正直な気持ちです。

そこで事件の内容とかなんとか聞いたときに，当初，ここに来る前は，  
悪いことした人には重い罰を与えるのは当然だというような気持ちで，  
自分はその部分で素人なりに判断しようと思って来たんですけども，  
何回か公判を重ねているうちに，そればかりじゃいけないのかなとい  
うような，自分のこと，また自分の家族を踏まえて，いずれも被害者な  
り加害者になる可能性があるなというようなことで，この1週間，裁判

所の1週間は非常に自分との格闘が続きました。最終的には、私たちはさっき言ったように素人ですので、自分の率直な気持ちだけで判決に臨もうというような気持ちでおりましたので、結果的には、裁判官の方に助けてもらいながらやっと判決がこうして終わったと。終わった後も、実際これでよかったのかなという気持ちをずっと1か月近くは考えております。

今現在、新聞、テレビ等を見る中で、裁判員制度の裁判を経験したときを思い起こして、自分だったらどういう評議をするのかなというようなことで、大分そういう部分では勉強になったといえますか、いい経験をさせてもらったなというふうに思っております。

以上です。

司会者： ありがとうございます。

それでは、4番の方、お願いします。

経験者4： 今日、初めてお伺いさせていただきます。よろしく願いいたします。

裁判所というのはすごく遠い存在であり、きっと何もしなければ行くことがないところだろうとずっと思っていましたけれども、裁判員裁判制度が始まり、私自身、意外に興味があったものですから、ああ、ちょっとだけいいなといったら変ですけれども、行ってみたいなという気持ちがずっとあり、びっくりしたけど、裁判所から通知をいただき、ちょっとだけ期待をして待っていたところ、半年後にまた通知が来て、裁判所にお伺いして、また抽せん当たり、こうやって裁判員裁判に参加することができ、すごく私としてはうれしくてよかったと思っております。

しかし、全く経験のない結果、専門的なことが全く分からない自分にとって、こんな裁判員なんてやってもいいんだろうかという気持ちがいっぱいあったんですけれども、すごくよかったと思っております。

今後また次々と裁判員裁判はありますので、きっと不安に思ってい

らっしゃる方が随分いると思いますけれども、怖がらずに行ってもらいたいなと私は思っております。

以上です。

司会者： ありがとうございます。

それでは、5番の方、お願いいたします。

経験者5： 実は私、70を超えておりまして、最初、最高裁判所から青い封筒で来た書類の中で、70過ぎていますので、何の文書も必要ないだろうということで実は手続していなかったんです。ところが、去年の10月に、今度は地方裁判所から書類が届きまして、裁判員裁判の候補になつたという文書をいただきまして、あれっ、これ私は全然応答していなかったのに生きとるんだなということで、結果的に裁判員裁判ということである事件にも参加させてもらいました。裁判というのは初めての経験で、当初は6名の裁判員の方が一緒だというのは書類の中で見ましたけど、実際参加するまでは、何と申しますか、気が気でならなかったという状態です。評議があって、そして最後に判決することになったんですが、それまでの段階ですっと一回一回ごとに裁判長なり、他の裁判官のいろんな仕事を見まして、どうにか6分の1の仕事ができたんだなと思っております。

以上でございます。

司会者： どうもありがとうございます。

それでは、6番の方、お願いします。

経験者6： 私も70歳を過ぎておりますので、当初、書類をいただきましたときに70を過ぎたらお断りしてもいいんですよという文書がありましたけど、本来、とても好奇心が旺盛なもんですから、お断りのお手紙は出しませんでした。でも、ちょっと心配になって息子に相談したら、「お母さん、まだぼけていないからいいんじゃないの。」と言いました

ので、ちょっと心配なのはおしゃべりをしちゃいけないというところだけ引っ掛かりましたけど、これまでいろんなことを経験してまいりましたので、裁判员裁判のところでもちょっとはお話についていけるかなと思ってそのまま引き受けることにいたしました。とてもいい経験をさせてもらったと思って、今はよかったなと思っております。

以上です。

司会者：　　どうもありがとうございます。

それでは、7番の方。

経験者7：　　私は裁判员制度が始まって3年になりますが、こういうことが本当に行われているということははっきり言って知りませんでした。自分が選ばれて経験して、だれでもランダムに選ばれて裁判员になられているという、この場で初めて実感したと思っています。

裁判というものを私は全く理解できていなかったようにこの裁判员制度、裁判に参加して思いました。裁判というのは、加害者にそれなりの罰を与えるところだと思っていましたけど、加害者の方もそれなりに守られているところがあるというか、そういうところがかなり重要視された裁判を経験させていただきました。でも、裁判そのものとしてはすごくいい経験になったと思います。

以上です。

## 2 審理について

司会者：　　どうもありがとうございました。

全般的な感想を今、伺ったところなんですけれども、これからは、審理の流れに従いまして、実際に参加されてみて、審理の内容が分かりやすかったかどうかというような辺りについて御発言をいただきたい、また、御感想をいただければなと思っております。

まず、審理の初めに検察官と弁護人がそれぞれ自分の主張を明らかに

する冒頭陳述という手続があります。皆さんは午前中に選任手続で選ばれて、午後になってすぐに審理に参加されて冒頭陳述を聞かれると、こうことだったろうと思うんですけれども、検察官や弁護人の冒頭陳述というのは頭に入りましたですかね。

どうぞ、3番の方。

経験者3： さっきも言ったんですが、呼ばれて来て、またその中で抽せんがあって、それが昼からすぐ公判に入って冒頭陳述ということで、その日1日は、私にとってはもう非現実的な部分がいきなり目の前に現れて、事件の概要、検察官の説明等があったんですけれども、なかなか自分の周りではそういうことも見たり聞いたりしたこともないようなことで、ただ、聞きながら自分なりにどういう事件なんだというのを把握するのに精一杯だったような記憶があります。

司会者： どうもありがとうございます。そのほかに何か御感想をお持ちの方おられますか。

はいどうぞ、2番の方。

経験者2： 検察官と弁護人の方からの発言がいろいろあるんですけれども、何か言葉とか内容が難解で分からないとか、そういうことはなかったんですけど、多少、集中して聞いていないと流れとかが分かりにくいのはありますので、それに注意していたことと、あと、私の裁判の場合は、検察官の方だったと思うんですけど、ちょっと発音が聞き取りにくいというのがあったと思います。

司会者： どうもありがとうございました。ちょっと冒頭陳述について、頭に残ったという方は手を挙げていただけますか。

1番と3番の方ですね。残りの方は、やはり午前中選任されて午後のすぐだったので余り頭に残っていないというような感じですかね。

冒頭陳述でそれぞれメモを出されたと思うんですけれども、これは役

に立ちましたですか。4番の方，うなずいておられますが，それは役に立ったと。

この五つの事件の中で，第2事件が強盗行為を否認して争っていた事案ですし，第4事件が暴行と死亡との間の因果関係を争って否認しておったんで，恐らく検察官と弁護人の主張が冒頭陳述の段階から相当違っていたと思うんですけど，この違いは，冒頭陳述について理解は大体できましたですかね。いかがでしょうか。

先ほどのお話ですと，第2事件の関係では集中して聞いていれば大体分かったと，こういうことですかね。双方の主張の違いも分かったと，こういうことですか。

第4事件ではいかがでしたか。

どうぞ，6番の方。

経験者6： 私の事件では，被害者が亡くなっておられましたので，相手の加害者の方と正面からお顔を合わせるのがちょっと苦痛でしたけど，内容としましては，自分の感情でいろいろなことを判断してはいけないということと，思っていたより刑は軽かったかなというのがありましたけど，それは，その都度その都度，先ほどの方のように，加害者も守られているというのをとても考えさせられる内容だったかなと思いました。何か，ちょっとという思いがずっと終わってからもいたしましたけど。

司会者： 検察官と弁護人との主張の関係についてなんですけれども，ポイントが分かりにくかったというような御印象が特におありの方おられますか。それぞれの主張は冒頭陳述を聞けば大体分かったというような感じでよろしいですかね。

それでは，冒頭陳述の後に，証拠調べをやるわけですけれども，最初に，書証の取調べということで，同意書面について供述調書の朗読があったと思います。皆さんが参加された裁判員裁判においても，最初の甲

号証の関係等ですけれども、これの朗読を短い時間で30分間ぐらい、公訴事実がたくさんあって、長い事件ですと5時間ぐらい調べたようになっていようすが、この調書の朗読による取調べということについては、お聞きになっていてよく分かるという感じですかね。その辺のところについての御感想や御意見を教えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

何でも結構ですので、何か御感想はありますか。2番の方どうぞ。

経験者2： それぞれの事件についての証拠とかについて、特に分かりにくかったというのはなかったと思いますけど、私の場合、件数が多かったので、それがちょっと順番どおりにごちゃごちゃになっているような感じのところはありました。

司会者： 順番というか、多数の公訴事実があったので、その辺が混乱というか、分かりにくかったと、こういうことですかね。

ほかの方いかがでしょうか。どうぞ、6番の方。

経験者6： 私は、当日も言いましたけど、検察官の方の陳述は、滑舌がはっきりしていてとても聞こえやすかったし、内容もよく分かりやすかったと思います。

司会者： 検察官の朗読で滑舌がよかったので分かりやすかったと、こういうことですかね。

朗読の時間については、何か御意見はございますか。長すぎたとか、そういうところは余り感じられなかったですか。

直接証人を調べた事件というのがほかにあるんですけれども、第1事件と第3事件については、情状証人を除けば直接の証人というのはいなかった事件なんですけれども、第1事件、それから、第3事件の関係とか証人がいないで書証の朗読だけで取調べが進んでいったということについては、何か御感想や御意見ございますか。1番の方いかがですか。

経験者 1 : 多分、全部の案件が一つ一つ違うんだとは思いますが、私が聞いている限りでは、すごく分かりやすく、逆にこちらが聞き逃すことがあっても、それはメモもありましたし、すごく分かりやすく、よかったという言葉は変ですけど、分かりやすかったかなと思っております。

司会者 : では、3番の方がいかがですか。

経験者 3 : 私の場合は、事案がやっぱり被害者のプライバシーを尊重するというところで、検察官が被害者の文章だけを読み上げていらっしまったわけです。確かに目撃者も何も無いわけで、被害者のこともさほど詳しく具体的には分からなかった。何の仕事なのか、年齢は分かっているんですけども、その状況を判断するのに資料がちょっと少なかったかなと。被告人はそのまま法廷に出てこられますので、直接聞いたりとかもできて、その事件の内容も分かったんですけども、とにかく評議から判決に至るまでの過程で若干不安な部分はありました。

司会者 : 4番の方も同じような意見ですか。

経験者 4 : 同じ意見です。

司会者 : 直接聞いていないので、若干不安なところもあったと、こういうふうなことですかね。

それでは、逆に第2事件と第4事件というのは、否認事件のため証人尋問をしまして、また、第5事件というのは自白事件でしたけれども、現場の状況を説明するために警察官が証人として出廷したと、こういう事件だということで、第2、第4、第5というのは書証による取調べのほかに証人尋問による取調べもなされたということです。

そこで、第2事件の関係なんですけれども、調書の朗読と証人尋問と二つの取調べを経験されたわけですが、どんな感想をお持ちでしょうか。2番の方お願いします。

経験者 2 : 最初に、けがをされた人の状況をお医者さんが判断したのがあったん

ですけど、直接診察をされたお医者さんじゃなくて、何か写真で判断されておるということを聞いたんですけど、私もその写真を見て、お医者さんが見られたのは同じ写真かどうか分からないんですけど、それで本当に分かるのかなという疑問があったんです。直接診られたんじゃないかなということなので。それがちょっと疑問に思いました。

それとやっぱり証人の中には、被害に遭われた方の御家族とかが大勢いらっしゃいましたので、その人たちの感情的なものというのが結構出ていたので、それがいけないわけじゃないんですけど、余りそれに影響されないように考えました。

司会者：尋問自体については分かりやすい尋問だったんでしょうか。聞いていて言っていることや答えは分かりましたか。

経験者2：はい。それは、特に質問とか答えとかがおかしいなと思うようなところは余りなかったです。自分も幾つか質問をしたんですけども、ちょっと要点をまとめ切れずに、十分な質問ができなかったかなという気がします。

司会者：どうもありがとうございました。

第4事件の関係ではいかがでしょうか。こちらも解剖した医師の方や通院中の治療をしていた医師の方を取調べたということのようですが、直接書証の取調べと証人の尋問と二つ経験されて、どのような御感想をお持ちでしょうか。

5番の方、どうぞお願いします。

経験者5：証人として、お医者さんが来ていろいろと説明をされたんですけど、私たち聞いておる方としては、分かりやすい説明をしてくれたと思います。それと、弁護人が何回か被告人に対して弁護といいますか、そういう話があったんですけど、余り説得力がなかったというか、そういう気持ちになりましたね。

司会者 : 医師の証言については分かりやすく説明してくれたと、こういう感想ですか。

経験者 5 : ええ、そうですね。

司会者 : 分かりました。  
6 番の方がいかがでしょうか。

経験者 6 : お医者様の話はよく分かりました。  
それと、被告人が言われるのと合っていないかなという感じは受けましたけど、グレーでございました。

司会者 : 分かりやすいというのはいろいろあるかと思うんですけども、疑問点があれば直接聞けるとか、それから言葉だけじゃなくて、態度からもよく分かるとか、いろいろあるかと思うんですが、全般に分かりやすかったと、こういうことですかね。

次に、第 5 事件ですけど、これは自白でしたけど、警察官を取り調べたということがちょっと違う、変わったパターンの証人尋問をやったということのようですが、これは証人の話というのは聞いていて分かりましたでしょうか。7 番の方。

経験者 7 : 私たちはどういうところを見れば、それが本当なのかというのは皆さん分からなかったんですよ。だから、何をもってそれを言われたのか、最初は全然分からなくて、何を見ていいのかなとみんなで話していて、証拠集めの報告ということで、私たちは警察の方の言われることを全面信じて見ていましたので、それがよかったかどうかと言われると、ちょっと分かりません。

司会者 : 警察官の証人尋問をやりながら、モニターで写真を見た、こういうふうな取調べ方法だったというふうに聞いているんですが、それは分かりやすさという点ではどうでしたか。

経験者 7 : とても証拠がたくさんあったので、分かりやすかったです。

司会者 : それは分かりやすく、理解できたということですか。

経験者7 : はい、すごく皆さん信じていた。そこに疑いを持たなきゃいけなかったのかなとか、そんなふうに考えていないので、すごく信憑性はありました。

司会者 : 分かりました。

証人尋問をやった事件の関係で伺いたいんですけど、この証人尋問それぞれありましたが、ちょっと長過ぎるなとか、無駄な尋問があったなとかいうような、そんなふうに思われるような事件というのはいかがでしょう。その辺についての御感想は何かありませんか。2番の方。

経験者2 : 長過ぎるといのは多少あるかもしれませんが、ちょっとその内容というよりは、休憩時間が長過ぎるんじゃないかと思ったんですよ。もうちょっと審理とか、時間を長くにとって、休憩時間を短くしてというようなことをしてもいいんじゃないかと思いましたけど。

司会者 : 休憩時間については、お疲れの方もおられるでしょうし、人それぞれかなとは思いますが、2番の方はそんなふうな御感想をお持ちだったということですかね。

それから、最後の第5事件の関係で、これは実は被告人の調書、供述調書を取り調べずに、第5事件は本人質問だけをやったということなんですけども、被告人の話というのは、供述調書を取り調べなくて、被告人本人を尋問で聞いたということだけで、そこはよく分かりましたか。

経験者7 : 分かったというか、被告人が覚えていらっしやらなかったもので、すごく大変でした。

あと少し自分のことを言ってもらったらよかったのかなという感じはあります。

司会者 : 分かりました。

それから、今度は1号事件は被告人が外国人の方だったので、通訳が

入ったと思うんですけども、その通訳を介しての審理ということについては、何か御感想はお持ちですか。

経験者 1 : あのときの被告人は、一応日本語を聞き取れることはできるということなので、細かいことを説明したいとか、あとちょっと難しいことを被告人に伝えなきゃいけないというときに、ちょっと通訳の方が入ることになって、そこに多少の時間の差が出るんですね。正直、通訳をされていますけど、分からない言語なので、それは本当に100%伝わってくるのかな、もしくは100%本人に聞こえているのかなというのは、ちょっと逆に気になったところですかね。

私たちとしては、通訳の方が言われることを正しいとして聞くしかないので、そういう意味では、案外分かりやすかったと思います。

司会者 : 時間が多少かかったけれども、特に分かりにくいということはなかったと、こういうことですかね。

それで、続いて、証拠調べの後に論告弁論ということで検察官が証拠調べの結果に基づいて立証できたと考える事実を述べると。それに対して弁護人が弁護する、こういうことで論告弁論という手続きを行ったと思うんですけども、この論告弁論について、感想で結構なんですけれども、何か思われるところございますか。1番の方。

経験者 1 : 私がやったのは、ほぼ犯行はみんなやりましたと、あとは罪の重さを決めるというところだったんですけど、それらに対しても、内々で話したことなんですけど、検察官は結構厳しい求刑になって、弁護人は軽微な、そんな大したことではないという主張があって、正直覚えていないのですが、多分ギャップが量刑だけでいって15年ぐらい主張に差があったので、これ、どっちなんだろうというのは最初るとき思いました。

司会者 : それぞれの立場から言う刑の重さについて開きがちょっと激しいので、ちょっと最初は驚いたと、こういうことですかね。

経験者 1 : はい、そうです。

司会者 : 論告や弁論について、時間的なものについては何か御感想はありますか。長過ぎたんじゃないかとか、短過ぎたんじゃないかとか、そんなことについての何か御意見、御感想ございますか。

経験者 2 : 事件の内容についてなんですけど、冒頭にも言いましたけど、この 2 号が強姦事件とか、いろいろ多数行っている事件で、想像したよりもかなり重かったんですね。求刑が 30 年ですかね、それと弁護側が 20 年だったと思うんですけど、かなり差はあるんですけど、弁護側の量刑についても、それでも重いんじゃないかと。最初のイメージしていたのと違ったんですけど、それがそういう事案については、最近、ものすごく重たくなっているんですよというようなことを裁判長の方から聞きまして、それに非常に驚きました。で、どれくらいにしているのかというのは、自分のイメージとしてちょっと狂ってきた感じはします。

### 3 評議について

司会者 : それでは次に、評議の関係での話に移らせていただきますけれども、論告弁論が終わった後で評議ということになるんですが、評議の時間について、これについては、どんなふうな御感想をお持ちなのか、それをちょっと伺いたいんですが。評議の時間として適当だったか、長過ぎたか、あるいは短過ぎたか、その辺について御意見や御感想をお持ちの方。どうぞ、3 番の方。

経験者 3 : 評議の時間は、私は若干短かったかなという気がしております。これはその中で、6 人の裁判員がいるわけなんですけれども、一人一人、どんどん意見を言う人と、そうでない人もやっぱりいらっしゃいます、消極的な人ですか。そういう人たちは多分その 6 人の中でだれかが意見を出したら、それに基づいていくというような、そういうちょっと私は感じたもんですから、結構、裁判官の方がいろんな説明しながら、法

律的に詳しいことは説明しながら評議を進めていくわけですがけれども、冒頭に言ったように、私は自分の気持ちでずっとしゃべっていたわけですがけれども、それにしても、最初は長いと思っていたんですがけれども、何回かするうちに、量刑を決める段階に当たっては、もうちょっと時間をとった方がいいのかなというような感じはしました。

司会者： どうもありがとうございました。

ほかに評議の時間について、2番の方どうぞ。

経験者2： 私も全く同じで、やっぱり私自身はできるだけ評議に参加しようと思って意見を言ったんですけど、やっぱり余り発言されない方もいらっしやって、結局、最後に量刑を決めるときになっても余りまとまらない。結論が一致しないみたいな感じで、仕方なく終えてしまったという感じがどうしてもあったので、もっと詰めて評議をした方がいいんじゃないかと思うので、全く足らなかったかなという気はしました。

司会者： 今、時間がちょっと短いのではなかろうか、もう少し時間をかけた方がよかったんじゃないかなろうかというような感想が述べられましたけど、ほかに御意見いかがでしょうか。どうぞ、5番の方。

経験者5： 評議につきましては、各裁判員の方はそれぞれの意見を申しまして、量刑につきましても、いろんな意見がございました。裁判長が裁判員たちのいろいろな一般的といいますか、そういう説明等を受けながら、量刑の年数についても納得できる結論を得ました。だから、評議がよかったと思っていますね。

司会者： はい、どうもありがとうございました。それで、評議の時間については、ちょっと短過ぎたという方がお二人おられるし、適当だったんじゃないかという方もおられますけど、時間としては適当だったと思われる方とちょっと足りなかったと思われる方、あるいはちょっと長過ぎたと思われる方がおられると思うんですけど、大体どんな感じか、ちょっと

手を挙げていただけますかね。短過ぎたと思われる方、手を挙げていただけますか。3人さん。適当だったと思われる方は4人さんですか。長過ぎたという方はおられないと、そういうことですかね。はい、分かりました。

それで、あと評議の関係では、評議が話しやすい雰囲気であったかどうかという点については、どんなふうな御感想をお持ちなのか。評議の雰囲気ですので、ちょっとなかなか言葉にするのが難しいところがあるかもしれませんが、この辺で、何か御意見、御感想をお持ちの方はございますか。はい、どうぞ、2番の方。

経験者2：先ほど言いましたように、発言がちょっと少なかったもので、そういう場合に、どうしたら発言が出るかということはずっと考えていたんですけど、裁判官、裁判員さんの方で、もうちょっと発言をしていただいた方がいいんじゃないかと思うんですよ。だけど発言をなかなかされないんですね。多分、この裁判官と裁判員の方から意見が出ると、それに誘導されていくんじゃないかという思いがあらわれるんじゃないかと思うんですけども、結局だれか、裁判員の方が誰か言った意見にみんな流されてしまったりとか、そういうことが結構あるので、裁判官の方はもうちょっと何か議論を活発にするような誘導法を、何かちょっと考えてほしいなという気はしました。

司会者：どうもありがとうございました。十分に議論ができたかどうかと、活発だったかどうかというあたりとの絡みもあるんでしょうけれども、ほかに何か御意見、御感想をお持ちの方はおられませんか。自分の意見としては十分言えたというような御感想でしょうか。3番の方は、その辺はどのような御感想をお持ちでしょうか。

経験者3：私自身は、ある程度自分の思っていることは言えたかなというような気がしております。6人の裁判員の方で、確かに女性の方で若い人はや

っぱりどうしても発言がちょっと少ない。ですけれども、これは裁判官のいろんな説明で、多分納得はされたと思っております。帰りにちょっと話をしたら、「やっぱりそうですよね」とか、私には直接そうやって感想を述べられましたので、そこら辺は納得ができたんじゃないかなというように思っております。

さっき、私は「評議の時間が短かった」と言いましたけれども、これはあくまでも判決、量刑を決める段階のときに、本当に若干、もうちょっと時間を取った方がよかったかなというような気がしております。全部の評議の時間が短かったというわけではありませんので、そこを御了解いただきたいと思っております。

司会者： どうもありがとうございました。意見が出ないときにどうするのかというあたりの御提案ですが、お考えを伺ったところなんですけれども、お話しにならない方もいろいろ考えておられるんだという点の御指摘もいただいたところなんです。ほかに、何かこの評議の話しやすさというあたりについて、何か御意見や御感想はいかがでしょう。では、7番の方。

経験者7： 私は、裁判官の方々が、すごく理解できるように説明してもらったので、自分の意見や考えを言えたように思います。それに、私たちのグループでは、ほとんどの方が意見を言われていましたので、すごく意見は言えたと思います。量刑についての評議の時間は少し私たちも足りなかったと思います。

司会者： どうもありがとうございました。今回は、変わった手続きで、煩わしい手続きがあったので、その点についての御感想をちょっと伺いたいと思いますが、第2事件については、26個の公訴事実があって、そのうちの22件については、裁判官によって有罪の判決が出されて、残り4件について裁判員裁判を実施したと。そして、量刑としては区分判決と

ということで、合算した量刑をするという手続きを取ったんですけれども、直接、審理に関与していない事件も考えて量刑するという点については、何か裁判員として御苦労なり、御感想なりありましたでしょうか。ちょっとその辺2番の方に教えていただきたいんですが。

経験者2： 審理をしなかった部分については、もう判決が決まっているということで、量刑に関してだけ評議をしたというような感じでしたので、そんなに考え方で何か困ったこととかいうのはなかったと思います。

司会者： どうもありがとうございました。それでは、一応評議をしていただいて、判決を出すということになるんですけれども、この関係で、守秘義務に関して、何かありますか。

経験者2： 評議についてですけれども、最初評議を始められるときに、証人側と被告人側の意見を聞いてどういったことを判断するかというのを考えるんですけれども、やっぱり普通の人だったならば、証人と被告人の両方の意見を考慮しながら何か意見を述べるんだらうと思うんですけれども、別室で審議をしている過程で、裁判官の方から被告人側の意見だけを参考にして判断をしてくださいと。その後に、証人だけの意見を聞いて判断をしてくださいというようなことを言われたんですね。そういう両方を別々に考えるという考え方は普通はしないので、裁判特有な考えかなと思ったんですよ。そういうのは、やっぱり評議を始める前に言っていた方がよかったかなと思いましたね。

司会者： 評議の具体的な中身というか、やり方とかその辺になると、それぞれ守秘義務の問題とも絡むお話なので、ちょっとこれはこの程度にしておいていただけますかね。それでは、守秘義務の関係についての感想をちょっと伺いたいと思います。守秘義務については、裁判員裁判に関与したときから御説明申し上げていると思うんですけれども、守秘義務について、これが特に負担になっているとか、何か守秘義務に関しての御感

想や御意見というのは何かありますか。何か、負担に感じているとか、逆に負担には余り感じていないとか、何かそれぞれの御体験で、何かその辺に絡まるようなエピソードがあるとか、そんなことがあれば御紹介いただければと思いますが。どうぞ、6番の方。

経験者6： 家族の中では、事件のことは話しませんし、ちょっと声掛けられたときにもごもごと私がしますと、ああ、これは聞いちゃいけないんだなという周囲の判断がありますので、そのことに関しては、余り心配はないかなと思っております。行き渡っていると思うんですね、言っちゃいけないというのが。

司会者： ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。はい、どうぞ、2番の方。

経験者2： 裁判の内容について人から聞かれるようなことは、どういう裁判だったとか、判決がどうだったというようなことぐらいだと思うんですよ。それで、評議の内容がどうだったというのは、多分、質問にならないと思うんで、その点で心配したことはないですね。

司会者： どうもありがとうございました。それから、その後に判決宣告と、こういうことになるわけですが、これは、判決の宣告については、こういう自分たちの思いが伝わったというふうに思われたのか、その辺について、何か御感想をお持ちの方がおられればお話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ3番の方。

経験者3： 判決の前に評議があって量刑を決めるわけなんですけれども、これが私にとっては非常に一番頭を悩ませたような感じがします。というのも、刑は検察官の求刑があるんですけれども、それに基づいて、それには裁判官、裁判員、弁護人の皆さんも含めて、大体これくらいがこの事案に対してはこれくらいの刑だろうというふうに決めていくんでしょうけれども、私たち素人にとってみれば、じゃ、この事件はどれくらいまでの

刑が妥当なのかということは、裁判を通じてずっとやって、その中で陳述なり、全国の事例も最後に見せていただきましたけれども、その中でこれくらいかなというようなことで、最後には多数決で決めていった状況なんです。さほど私が考えていることと皆さんで決めたことの量刑は余り差がなかった、大体これくらいかなというようなことなんですけれども、実際、それはそのときで、自宅に帰って1カ月ぐらいは、本当にこの刑でよかったのかなという、非常にそこら辺は思い出すたびにちょっと自分自身で、これが最良の道だったのかなというようなことは、常に頭のどこかに入っております。

司会者： どうもありがとうございました。

それでは、審理の流れについては一通り御意見、御感想を伺いましたので、ここで、せっかく花輪検事と村山弁護士が参加されておられますので、これまでの議論の中で確認したい点やお尋ねになりたい点につきまして、それぞれ御質問をいただければと思います。まずは、花輪検事の方で、いかがでしょうか。

検察官： 2点お伺いいたします。まず、2番の方に伺いたいんですけど、先ほど検察官の言っていることが聞き取りにくいというのがあったとおっしゃっていたんですけど、それは具体的にどの場面で聞き取りにくかったのかというのを、ちょっと教えていただきたいと思います。

経験者2： どの場面かというのは、はっきり覚えていないんですけど、検察官が——発言されるときに、その言葉がちょっと聞き取りづらいというのがあったんですよ。それで、私は検察側に近い方に座っていましたが、弁護側の弁護士の話は割と明快に聞こえていたんですけど、ちょっと検察官は聞き取りづらいなというのがありました。

検察官： ありがとうございます。もう1点、それに関する点で、意見のある方にお伺いしたいんですけども、法廷での検察官、あるいは弁護士の法

廷での態度で、ここは何かちょっと気になったのでとか、こういう物の言い方が気になったのでというところがあれば教えていただきたいと思っています。

司会者 : いかがでしょうか。

経験者3 : いや、別にありません。

司会者 : 3番の方は別に特段なかったということですが、ほかございませんか。弁護士や検察官の立ち居振る舞いで、これはどうかと思うような点とか、法廷での作法みたいな点で気になったというような点は何かございませんか。特段なかったということによろしいでしょうか。

よろしいですか。それでは、村山弁護士の方で何かございましたらどうぞ。

弁護士 : まず、感想なんですけど、最初の全体の感想の中で、3番の方が何か刑事裁判というのは悪い人たちに重い罰を加えるものだと思っていたんだけど、被害者にも加害者にもなる可能性があることが分かったという話を聞いて、何か弁護人としてはうれしかったですね。というのも、やっぱり刑事裁判が身近じゃない人というのは、罪を犯した人、いわゆる被告人はあっちの世界の人だと思っちゃうんじゃないかと、そういう思いが結構皆さん強いんじゃないかというのがあって、この裁判員裁判で被告人と、少ない時間かもしれないですけど、接することによって、普通の人間なんだというのが分かっていただけということは、一つの裁判員裁判の意義なんじゃないかというのを弁護人としては思っていますので、最初言ったとおり、その点はちょっと弁護人としてはうれしかったですね。

これは私の感想で、私の質問は3点ありまして、1点目は、冒頭陳述ですね、一番最初に検察官や弁護人がそれぞれの主張を言ったときに、メモが役に立ったということをおっしゃったと思うんですけど

ど、そのメモはどのぐらいの量が適切なのかというのを、ちょっと教えていただければありがたいなと思うんですけど。例えば、詳しくれば詳しいほどいいという趣旨なのか、1枚で大体目が行き届くぐらいがいいのか、大体、一般の人というか、裁判員の人がどのぐらいのものを期待されているのかというのが、こちらは把握しかねるので、それを教えていただければと思います。

司会者 : いかがでしょうか。メモの長さというか、端的に言うと、A4を1枚ぐらいがいいということなのか、詳しくれば詳しいほど、3枚、4枚あった方がいいということなのか。いかがでしょうか。

経験者5 : いいですか。

司会者 : はい、どうぞ、5番の方。

経験者5 : 資料をいただくのは実にありがたいんですけど、事件の内容によって、参考資料ですか、資料部数が多かったり、また、逆の場合もあるじゃないですか。だから、何枚ぐらいというのは、ちょっと分かりませんが、私のかかわった裁判員裁判では、いただいた資料を僕は立派なもんだったと思っていますね。

弁護士 : ちなみに、それはどのぐらいの量だったんですか。

経験者5 : 枚数ですか。

弁護士 : はい。

経験者5 : 一回切りじゃなくて、その都度、判決まで8日間でしたけど、6日、7日は評議でした。8日が判決でしたけどね。だから、その都度、資料をいただいていたので、枚数・・・。

弁護士 : いやいや、弁護士とか検察官が、これを渡してくださいとって、冒頭陳述、最初に言ったときとか、どのぐらいの刑が相当ですよという意見を言ったときとかに紙を配付されたと思うんですけど、その量を聞いているんですけど。全体ではなくて。

司会者 : 何枚物だったのか、それとも1枚だけだったのかとか、そんな感じ  
です。

経験者5 : たしか2枚ぐらいだったと思いますよ。

司会者 : 7番の方は。

経験者7 : 私たちは1枚で、弁護人が言われている言葉が、これに載っていない  
ことが結構あったので、後でどういうことを言われたか思い出せなかつ  
たという思いがありました。

弁護士 : このくらいのA4, 1枚。

経験者7 : そうそう。そうだと思います。ちょっと記憶が。

司会者 : ほかの事件のを伺いましょうか。1番の方は御記憶ありますか。

経験者1 : 正直、枚数は覚えていません。覚えていませんけど、先ほど言われた  
とおり、案件案件で変わっているから、何枚がベストですというのは多  
分、一概には言えないのかなと。私個人で言ったら、詳しくれば詳しい  
ほどいいかなと思いますし、かといって、何か保険の契約書みたいな、  
小さい字がだーっと何枚も書いてありますと、それはそれで見れないか  
らですね。私がやったケースは、本当に資料が多過ぎたという感覚はな  
かったです。ちょうど漏れることもなく、見やすい、まとまっていたん  
じゃないかなと思っています。

司会者 : 第2事件、2番目の方、いかがでしょうか。何枚ぐらいだったか、御  
記憶はありますか。

経験者2 : たしかホッチキスで留めてあったので、2枚ぐらいはあったと思うん  
ですけど、この倍の大きさの紙で、きれいにまとめてあったんですよ。  
だから、見やすくはあったんですけど、もうちょっとコンパクトにまと  
めて、1枚ぐらいにしてもいいかなという気はします。

司会者 : A3で2枚のものだったけど、もう少しまとめて、A3, 1枚ぐら  
いに収めたらよかったと、こういうふうに思われると。どうもありがとう

ございました。

3番の方はどのような御感想ですか。

経験者3： 明確にはちょっと覚えていないんですけど、A4サイズで一、二枚かなと思っているんですけど。内容が、もうすべてそれで分かりますので、それについてあんまり異論はなかったような記憶しています。

司会者： 4番の方はいかがですか。

経験者4： 3番の方と一緒にだったので、特にないんですけども、事件によってまた、中身は変わると思うんですけども、私としてはそれでよかったと思います。

司会者： よろしいでしょうか。それでは、次の質問をお願いします。

弁護士： 最後の質問なんですけど、これは2番の方にお聞きしたいんですけど、2番の事件では検察官の求刑も、弁護人の求刑も、自分が想像したよりも重かったというようなことをおっしゃったと思うんですけど、弁護人の求刑の意見が自分が想像したより重かったという意見を聞いたのは初めてなんですけど、その自分がイメージしていた、このくらいだろうと思う刑の根拠というか、どこら辺からそうイメージされたのかなというのを知りたいなと思うんですけど。

経験者2： やっぱりイメージとしては、量刑を聞くことがある事件に関するニュースとか、この事件に関しては何年とか、この事件では求刑が何年で、何年になったとかいうのを、たまに聞くことがありますから、しょっちゅう、その前から、今度の裁判があってから注意するようになりましたけど、そんなしょっちゅう気にしていたわけじゃないんですけど、例えば殺人罪でどのくらいとかということがあるから、そんなのを参考に、どれくらいかなとか漠然と判断していた。こういう裁判に関しての事件というのは、全く知らなかったの。

弁護士： 分かりました。私からは以上です。

#### 4 選任手続について

司会者 : どうもありがとうございました。

それでは、手続的にはちょっと後先になるんですけども、選任手続の関係で、1点だけお聞きしたいと思います。

選任手続という、裁判員候補者としてこの裁判所に来たときの話なんですけど、そこでの手続で、オリエンテーションとか、受け付けとかあったと思うんですが、この点で分かりづらいとか、もう少し、こうしたらいいんじゃないかなと思うようなところとかというのは、何かございませうでしょうか。振り返ってみると、もう少しこういう説明があれば、もっとスムーズに選任手続が進行したんじゃないかなとかいうふうな、そういうところはございませうか。あればちょっと今後の参考にしたいので、伺いたいんですが、特にございませうかね。はい、どうぞ。

経験者3 : 私が一番最初に言ったんだと思うんですが、手続、裁判所に来てくださいう手続をもらって、それが選任の手続、面接も受けます。とにかくその日は緊張のしっ放しなんです。これは皆さんだれでも思うんですけども。それからすぐ、事件の内容のことを知らされて、その後すぐ、第1回の公判だったと思うんですけども、そのときやっぱり、もう緊張と、裁判所の中に、法廷の中に入るのも、もちろん初めてですから、そこには、またいっぱい、たくさんの方がおられる。そんな緊張で、ちょっと何が何だかという、私はちょっと遠いところから来ていましたので、ホテルを取っていたんですが、そのホテルに帰ってからも、1日明けて帰ってからも、もうとにかく寝つけないような状況がずっと続いたんですけども。これは、今後はその、時間の制限もあろうかとは思いますが、若干そこには余裕を持っていただきたいかなというふうな気がしております。

#### 5 これからの裁判員になる方へのメッセージ

司会者 : 選任手続と実際の公判との間に、ちょっと時間をあけてもらいたいと、  
こういう御希望ですね。

それでは最後に、これから裁判員になられる方に対しまして、皆さんの  
経験や体験に基づいてメッセージをいただければというふうに思いま  
す。どうぞ、1番の方から順次、これから裁判員になられる方へのメッ  
セージということでお願いいたします。どうぞ1番の方。

経験者1 : まあ、そうですね、最初はもう本当に、裁判員とかして何か怖い目と  
かにあったらどうしようとか、そんなありもしないことで心配していた  
んですけれど、実際なってみると、プライバシーに関しては全部私たち  
に委ねられて、ここまでは大丈夫、ここまではいいですかというのを一  
応毎回聞いてくれますし、裁判の部屋に入るときも、完全に被告の方を  
先に、絶対会わないように、そんなことも考慮されているというのは、  
そこで初めて分かったことなんで、やっぱり不安になっている人の不安  
を少しでも取り除いてあげていけば、実際、私でもやれたというか、そ  
れはよかったか悪かったか分からないですけど、私も心配なくできるん  
で、もし当たられたらそれは国民の責任じゃないですけど、その形なの  
で、臆することなく参加されていいんじゃないかなと思います。

司会者 : どうもありがとうございました。

それでは、2番の方お願いします。

経験者2 : 今でもやっぱり裁判員制度というのは必要なのかなという気もしてい  
るんですけども、決まったときにですね、せっかく裁判員になったん  
ならば、心置きなく言いたいことを言おうと思いました。やっぱりどう  
してもそのときに評議なんかで意見が言えなかつたりすると、あのとき  
どうして言わなかったんだろうかという思いや後悔することがないように、  
判決も量刑も自分で下さなければならぬので、後悔しないようには  
してほしいと思います。

司会者 : どうもありがとうございました。

それでは，3番の方お願いいたします。

経験者3 : そうですね，今後なられる方についてなんですが，多分通知が行って，そのときは私と同じように，まだ当たらないだろうというふうに多分思われると思います。その中で，そこにもし当たったときの辞退の方法もちゃんと書いてありますので，本当にしなくなかったら書くだろうなと。それでも少しでも興味があってそれに参加してみようかなと思えば，参加してもいいですよというような通知を出すわけですね。

今回，私は迷わず出したんですよ。というのも，日ごろから非日常的なことと分かっているながら，もし当たったとき，自分なりにどういう経験ができるのかなというようなことで，だれかがさっき言ったんですけども，若干の自分への期待も持ちつつ裁判に参加させてもらいました。裁判員制度がうんぬんというよりも，私は実際この大勢の中で選ばれてそこに参加できたというふうに思い，今は少し誇りにさえ思っているわけなんですけど。

ただ，人が人を裁く，これを素人に任せるということに関して言えば，私はちょっと終わった後は荷が重かったというふうな，正直な気持ちなんですけれども，それでも，ずっといろんな意見を聞きながらやってこれた。これは皆さんが今度裁判員になられたときに，また新たな気持ちで多分経験をなさることかなと思います。そうすることで，少しでも事件，私が最近テレビとか新聞をよく見るようになった，その事件に関して自分はどれぐらいの量刑を出すんだろうというような関心が私には非常にできてきたので，できれば一人でも多く今のこういう事案に対しても事件に対しても，やっぱり国民は一つそれも使命なのかなと思っています。ですから，素人目で裁くという感覚じゃなく，自分もそこに携わってその事件を考えてみるというのも大事なことかなと思っています。

司会者 : どうもありがとうございました。

それでは、4番の方お願いいたします。

経験者4 : 今回、裁判員裁判に参加させていただき、本当に貴重な体験をさせていただき、本当にありがたく思っております。

なぜなら、裁判員裁判が本当にあってもいいのかということ自体は、ちょっと微妙に判断しかねないんですけど、しかし、すごくよい体験だったと私は思っておりますので、今後候補になれる方は、安心して迷わずなっただきたいと私は思っております。ありがとうございました。

司会者 : どうもありがとうございました。

それでは、5番の方いかがでしょうか。お願いいたします。

経験者5 : 刑事事件が内容になっているわけですが、余り普通の方にはなじみのない裁判でございますので、刑事事件の内容なりを理解できることについては、特別な事情がない限り皆さんに参加してもらったほうがいいんじゃないかなと思います。

司会者 : どうもありがとうございました。

それでは、6番の方お願いいたします。

経験者6 : 私も普通では経験できないことを経験させていただきましたし、不安があるときはいつでもきちっと答えてくださる態勢ができておりましたし、これは裁判所から通知が来たら「ぜひ参加したほうがいいよ」ってお友達とかには言いたいと思います。いい体験をさせていただいたと思っております。ありがとうございました。

司会者 : どうもありがとうございました。

それでは、7番の方お願いいたします。

経験者7 : 私の周囲には裁判員になりたいと思う人が何人かいるんですけど、そういう方はなかなかこの裁判員候補になりません。せっかくこういう機

会をいただいたら，自分の人生の中でもいい経験になると思うので，参加してほしいということを言うと思います。

司会者： どうもありがとうございました。

皆さん，裁判員となっていい経験をしたので，今後なられる方にはなってもらいたい，こういうふうなメッセージを発していただいたものと思います。

皆さん，大変お疲れさまでした。つたない司会で申し訳ありませんでしたが，この程度で意見交換会はこれで終了ということにさせていただきます。ここで10分休憩をとりまして，35分から報道機関の皆さんからの御質問をお受けするという事にいたします。

それでは，35分まで休憩ということにさせていただきます。

司会者： それでは，これからは記者の方からの質問に入らせていただきます。

引き続き，私が進行役を務めさせていただきますが，まず最初に，幹事社の記者の方から質問がありましたら質問していただきます。

これから，社の名前をまず言っていただいて，それから御質問をお願いいたします。どうぞ。

K A B： 先ほど感想等を出していただきましたので，1点聞かせていただきたいと思います。公判中に，普段，日常では見ることはない事件の証拠となる写真などが出てくるところがあったと思うんですが，そういったところでの精神的なストレスだったり，その後の生活への影響等がもしありましたら聞かせていただけないでしょうか。1番の方からお願いします。

経験者1： 私が扱った事案に関しては，単に，私の感覚的に見てショッキングだった証拠というのは正直1つぐらいしかなかったんですね。ちょっと写真の傷みたいなやつ。それを見るときに，例えば白黒にしているので，

確かにカラーで見るとすごいグロテスクなのですが、白黒であれば何とか見れると。そのときに「カラーを見たければカラーも見せますよ。」とは言われたんですけど、だれもそれは見なかったんです。あと、多分ほかの人はちょっと分からないんですけど、まず被告人にいつの日か巡り会うことは、確率は低い中でさらに低い。外国人の方なので、多分会うことはないだろうと。偶然会って、覚えられていて何か起こるとかいう、そういう発覚もないので、あんまりそういうのはなかったですね。

経験者 2 : 私の場合も、そんな刺激的な写真みたいなのはなかったもので、それが何か影響を及ぼすということは全くなかったと思います。裁判を通して、余り、割り切って参加していたと思うんです、自分では。だから、それを引きずるようなことは全くないです。

経験者 3 : そうですね、モニターに映っていた証拠写真はさほど証拠として自分が見ただけで、別にむごいとか、そういうのはなかったように思います。また、それについて、余りそうはなかったですね。緊張したのは当時、最初だけぐらいですよ。

以上です。

経験者 4 : 特に困惑するようなことは全くありませんでした。

経験者 5 : 写真で見るとは、ひどい暴行だったなと今でも思っています。特に、それについてストレスということはありません。

経験者 6 : 私は同性でしたので、写真はかなりショックでした。ただ、引きずってはいりませんが、ちょっと目を伏せたくなるような写真ではありましたが。ただ、そういう心のケアについてもきちんと書類をいただいたし、相談窓口も教えていただきましたので、そういうところでの不安はありません。

経験者 7 : 私の事例は交通事故でしたので、そういう写真とかもなかったし、後に引きずるといことは全くないと思います。

司会者 : よろしいでしょうか。

それでは、幹事社の方はそれでよろしいでしょうか。

ほかの社の方で質問がございましたらどうぞ。

熊 日 : 皆さん、裁判員を経験したことについて、どれぐらいの間柄の何人ぐらいの方にどの程度の内容のことを話したのかということについて教えていただけますでしょうか、お一人ずつ。

経験者 1 : そうですね、一応職場関係は、休むというのが必要なもので、直属の上司であったり、現場の担当等には簡単にはしゃべります、裁判員制度に行くということで。余りそれ以外、守秘義務というのもありまして、正直、その判断がどこまでかというのは分からないので、余り人にはしゃべっていませんし、家の中でもそうしゃべってはいないです。ただ、そう言いながらも私、その体験をホームページに上げさせてもらったんです。それについては一応、事前に裁判所の方に裁判用語等の確認をさせていただいた上で、そういうのもさせていただいたので、そういう意味でいったら、一番広く人に言っていると思うんですけど、人にしゃべるといことはそうしていません、私は。

以上です。

経験者 2 : 私の場合は、会社をやっぱり休みましたので、裁判に出たということを知っている人から聞かれることはありますけれども、どういう裁判だったかというぐらいしか話していません。

それと、あとは家族からも余り質問等はありませんでしたので、やっぱり思うように、どういう裁判で、どんな量刑が出たというぐらいです。

経験者 3 : 私の場合も会社関係、休みをとったので、会社の方と役員の方には、新聞に載るぐらいの内容での話はしております。それと、地域においても、若干私もいろんな地域活動をちょっとやっているもんですから、その会議の折でも、こういう事件で裁判員に参加しましたということは

話しております。

経験者 4 : 両親と常々暮らしているんですけれども、両親にはそのときそのときの感想というか、こういうことだったとか、事件のことは言っています。大まかなことは言って、家族の方も守秘義務ということを知っているので、深く詳しいことは聞きませんでした。ただ、お友達と会い、やっぱり裁判員になったということを使ったもので、ニュースに出るので、熊本県の事件のことに對して、あの事件だった、この事件だったということは聞かれたんですけれども、そこまで詳しく言えませんでした。

経験者 5 : 家族では、最初の日に行ったときに、帰ってから家内にちょっと話しましたら、そういう話は絶対嫌いだから、今後は話さないでくれということで、ほとんど話していません。もちろん家族以外の者とも、ほとんどこのことについては話をしておりません。

以上です。

経験者 6 : 私はカルチャースクールで幾つかお教室を持たせていただいております、そこをちょっと動かしましたので、カルチャーの責任者の方にはこういうことでそこのお教室を動かしてほしいというのを言いました。

家族はもちろんなったときには言いましたけど、向こうの方から尋ねてくることは余りないので、ただ、毎日通いましたので、夫にだけはアッシー君になってもらいましたけど、聞きたがりでしたが、中身のことも内容は全然話しませんでした。

以上です。

経験者 7 : 私の場合も会社の直属の上司にも、裁判員が決定するまでは言いません。裁判員が決まって職場に出てから、報道されているようなことを聞かれたぐらいです。

あと、家族は夫でしたので、夫には随時いろいろ相談しました。裁判の中身は言えないということで、中身は言っていない。

以上です。

司会者 : よろしいでしょうか。

ほかに御質問等ございませんでしょうか。

N H K : 先ほど途中のお話で、評議の途中で、意見の強い人に引っ張られてしまったとかという意見があったと思うんですけども、正直言って、そういったことがあった、もしくはどっちかという引っ張ったか引っ張られた方が、どっちかの体験があったのであれば、その理由についてもお聞かせください。

司会者 : ちょっと具体的な話になって、評議の秘密の方にかかわる可能性もあるので、ちょっとその質問は避けてもらえますか。

N H K : もう少し抽象的に話していただいても構わないんですけど。

司会者 : ちょっと抽象的な感想めいた話みたいな感じででも結構でしょうか。そんな感じでお答えいただければ、お答えいただくということをお願いします。

経験者 3 : 引っ張られたわけじゃないんですけども、どうしてもやっぱり意見を、6人の中で意見を言う人は大体こういう私のおしゃべりな人なのかどうか分かりませんが、女性の方はやっぱり事案の内容的なものでいけば、ちょっと話ができないというか、難しい。受け答えするのに、自分の中で考えて判断をして口に出すまでの間が若干難しいのかなと。意見が強い人がそれを主導するということは、まずございません。そこには裁判官の方が入ってこられますので。ですから、それで全員、裁判員の方が引っ張られていくということは、まずないと思います。ただ、消極的に自分の考え方がまとまらないでしゃべられないという方は多分いらっしゃるかなとは思いますが。

司会者 : どうもありがとうございました。

じゃ、この点についてよろしいですかね。ほかに何か御質問は。

どうぞ。

N H K : 裁判員経験者のための相談窓口があると思いますけれども、そこを利用された方はこの中でいらっしゃいますでしょうか。

司会者 : 実際に利用された方はございますか。おられないようですね。

ほかに何か御質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、幹事社の方、この程度でよろしいですか。

K A B : ありがとうございます。

司会者 : それでは、この程度で意見交換会を終わりにいたしたいと思います。

本日は大変貴重なお話を聞かせていただきまして、誠にありがとうございました。この裁判員経験者の皆さんの国民に対するメッセージを生かして、ぜひ安心して裁判員制度に参加していただきたいと思ひますし、本日の御意見を参考にして、今後の実務の改善に努めてまいりたいと思ひっております。

本日は本当に長時間ありがとうございました。これで終了ということにさせていただきます。どうぞ今後ともよろしく願ひいたします。

以 上